

## 1 計画策定の趣旨

子ども・若者は社会の宝、活力の源、未来の希望であり、すべての県民が明るい笑顔で暮らす「生き生き岡山」の実現のためには、子ども・若者が、将来の夢や目標を持ちながら、未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を着実に身につけていくことが必要不可欠です。

本県では、平成24(2012)年に「岡山県子ども・若者育成支援計画」を、平成29(2017)年に「第2次岡山県子ども・若者育成支援計画」を策定し、子ども・若者の育成支援に向けて、各種施策を推進してきました。

この間、本格的な人口減少社会の到来や、情報化社会に続く未来社会Society5.0への対応、さらには、新型コロナウイルス感染症の影響など、子ども・若者を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、困難を有する子ども・若者が抱える問題は、いじめや不登校、ひきこもり、貧困、虐待、インターネット上の誹謗中傷、SNSに起因する犯罪被害など、多岐にわたり、一人が複数の問題を抱えるなど、複雑で多様な状況となっています。

こうした状況を踏まえ、「第3次岡山県子ども・若者育成支援計画」を策定し、すべての子ども・若者が健やかに成長し、持てる能力を生かし自立・活躍できる社会の実現に向けて、子ども・若者一人ひとりの主体性を尊重しながら、各種施策をより一層、総合的かつ計画的に推進します。

## 2 計画の位置付け

この計画は、「子ども・若者育成支援推進法」第9条第1項に基づく県の子ども・若者計画として位置付けます。

## 3 計画の期間

この計画の期間は、令和4(2022)年度から令和6(2024)年度までの3年間とします。

## 4 計画の対象者

計画の対象となる「子ども・若者」の範囲は、国の「子供・若者育成支援推進大綱」に基づき、30歳未満の者とし、就労支援等の施策においては40歳未満の者も計画の対象とします。

なお、「子ども・若者」の呼称・年齢区分は、法令によりさまざまであることから、施策によっては、「青少年」、「少年」、「児童生徒」等の用語を使用しています。